

資 料 1

ドイツ旅行規定の第 3 改正法参事官草案 (総論) の立法理由

高 橋 弘

ドイツ旅行規定の第 3 改正法参事官草案については、広島法学 40 卷 2 号 (2016・10) 参照。

立法理由

A. 総論

I 規制の目的設定及び必要性

パック旅行及びリンクされた旅行給付に関する、EG 規則第 2006/2004 号及び EU 指令第 2011/83 号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第 90/314 号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会の EU 指令第 2015/2302 号 (ABl. L 326 vom 11.12.2015 S.1、以下では指令という) は、その第 28 条第 1 項の規定において、指令を実行するために EU 加盟各国に、2018 年 1 月 1 日までに必要な法規定及び行政規定を公布し公示することを義務づけている。指令第 28 条第 2 項の規定により、新しい法は、2018 年 7 月 1 日から適用されなければならない。

とりわけ、パック旅行に関する 1990 年 6 月 13 日の閣僚理事会の EWG 指令第 90/314 号 (ABl. L 158 vom 23.6.1990 S.59) は、本指令によって取り換えられる。さらに、以下のものが、改正される

- 一 消費者保護法律の実施を管轄する各国の国内官庁間の協力に関する欧州議会及び閣僚理事会の EG 規則第 2006/2004 号 ((ABl. L 364 vom 9.12.2004 S.1)、及び

- 一 消費者の諸権利に関する、閣僚理事会のEWG指令第93/13号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第1999/44号の改正に関する、並びに、閣僚理事会のEWG指令第85/577号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第97/7号の廃止に関する、2011年10月25日の欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2011/83号、いわゆる消費者諸権利指令。

指令の目的は、まず、旅行者の諸権利を市場の発展に適合させ、かつ、規制の欠缺を埋めることである。とりわけ、伝統的な販売方法に加えて、インターネットが旅行給付の提供手段として著しく重要な意義を有しているという事情が考慮されなければならない。旅行給付は、今日、予め組み合わされたパック旅行の伝統的な形式においてのみならず、しばしば顧客の諸条件に従って又は旅行者自身によって組み合わされている。指令は、このような提供商品に関して旅行者の保護を高め、かつ、旅行者並びに事業者にも多くの透明性と法的安定性を提供しようとしている。さらに、法規定の同一化によって、域内市場のために、旅行者及び事業者に降りかかっている障害が除去されなければならない。それによって、他の加盟国で提供されるパック旅行を予約することを旅行者に妨げる、旅行者の保護に際しての差異が、除去されるべきである。

指令は、指令の規定から逸脱した各国の国内法規定を保持したり導入したりすることを加盟各国に原則として許さない完全調和化の試みにとって有利な結果となるように、その1990年の先行指令の最小調和化の試みから解放されている。しかし、指令は、若干の条文において、オープン条項によって、旅行者のために異なる保護水準を保証する規定を導入し又は保持することを加盟各国に可能にしている。そのほか、加盟各国は、指令の適用範囲外の領域における規制を行う権限を有している。この領域においては、加盟各国は、指令に相応した又は指令に反した規定を国内的に予定することは自由である。

II 草案の本質的内容

指令の国内法化は、とりわけ民法の改正を要求している。その際に、第 2 編第 8 章第 9 節における旅行契約に関する款 (民法第 651a 条乃至第 651m 条) は、新たな名称となり、かつ、完全に新しく法文化される (草案法文 (民法草案) における民法第 651a 条乃至第 651z 条)。バック旅行と並んで、とりわけ、指令によって導入された「リンクされた旅行給付」概念も、新たに規定されている (民法草案第 651x 条)。民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令 (民法情報提供義務命令 - BGB-InfoV) に従来含まれていた規定は、新たに法文化されて民法施行法 (EGBGB) に移された (草案法文における民法施行法第 250 款及び第 251 款)。その他、旅行主催者及び一定の要件の下にリンクされた旅行給付の仲介人にも負わされる倒産担保義務との関連で任務がある中央連絡機関 (民法施行法草案第 252 款) が設置されている。最後に、差止訴訟法 (UkaG) 第 2 条、民法施行法草案第 238 款、営業法 (GewO) 第 147b 条並びに代金表示命令 (PAngV) 第 1 条が調整される。

特に以下の法律改正が予定された。すなわち、

1 バック旅行

旅行契約 (民法第 651a 条) は、指令の文言に従って「バック旅行契約」と改称され、民法草案第 651a 条において新たに定義されている。リンクされたオンライン予約手続きに関しては、特別規定が取り入れられている (民法草案第 651c 条)。この場合には、いわゆる「クリック・スルー予約」、それゆえ、旅行者が相互にリンクされたウェブサイトで順次に行う予約が重要である。契約前の情報提供義務は拡大される。とりわけ、旅行主催者は、提供されたバック旅行の予約の際に、指令に基づき旅行者に帰属する諸権利に関する標準化された方式用紙により、旅行者に情報提供しなければならない。

民法第 651a 条第 4 項及び第 5 項に含まれている代金引き上げ及びその他の契約変更に関する規定は、民法草案第 651f 条及び第 651g 条において、指令の準則に従って改正されている。変更留保は、予め定式化された契約条件 (約款) によっても合意されうることが明示されている。約款による法律行為的

債務関係の形成に関する諸規定（民法第305条以下）は、指令の完全調和化の試みのゆえに、指令の国内法化のために公布される特別規定によって、排除される。旅行者は、将来、留保された代金引き上げの場合に、重大な事由が旅行者にとって有利な結果となるように変化するときは、代金引き下げの権利を有する。8%を超える代金引き上げの場合には、旅行者は解除権を有するだけである（現在は5%、民法第651a条第5項第2文）。

民法草案第651h条は、旅行開始前の解除についての規定を置いている。現在の民法第651i条におけるように旅行者の解除権だけでなく、旅行主催者の解除権も規定されている。

民法草案第651i条乃至第651p条は、旅行の瑕疵の場合の新たに法文化された旅行者の諸権利を内容としている。旅行者は、旅行の瑕疵の場合に、さらに瑕疵除去を請求し、又は、自ら瑕疵除去をなし、かつ、必要な出費の賠償を請求できる。民法草案第651k条第3項においては、今や、他の旅行給付（代替給付）による瑕疵除去を請求する権利も明定されている。民法草案第651l条乃至第651n条は、旅行者の解約、減額及び損害賠償に関する諸権利を規定している。現在、旅行主催者に（も）存する不可抗力の場合の解約権は、なくなっている。

指令の準則に従って、民法草案第651p条は、人身損害でない損害の場合の旅行主催者の責任制限の現在の可能性を制限している。民法草案第651q条は、旅行者が困難に遭遇するときに、旅行主催者の援助義務を明定している。

民法草案第651r条乃至第651t条は、旅行者の倒産担保についての旅行主催者の義務に関して、民法第651k条の維持された構造を取り上げている。指令は、この点では詳細な準則を置いていないが、担保が有効でなければならず、かつ、理性的な判断により予見可能な費用をカバーするものでなければならない、ことを要求している（考慮理由39及び40参照）。これを保証できるように、顧客の金銭防護者の責任制限のための年間最高額たる民法第651k条第2項に規定されている1・1億ユーロの額の引き上げは、現在のところ必

要であるとは思われない。

2 日帰り旅行、個々の旅行給付及び外国学校滞在

指令の考慮理由 21 は、指令の適用範囲外の領域での指令の適用につき加盟各国が権限を有することを明示している。例としては、24 時間未満のかつ宿泊を伴わない旅行（日帰り旅行）が挙げられる。これは、将来、旅行代金が 75 ユーロを超えるときは、民法第 651a 条以下の適用範囲内に置かれるべきである（民法第 651k 条第 6 項第 2 号、民法草案第 651a 条第 5 項第 2 号参照）。さらに、考慮理由第 21 は、ドイツ連邦通常裁判所 BGH が恒常的な判決で一定の要件の下に民法第 651a 条以下を類推適用している（休暇用住居の賃貸のような）「個々の旅行給付に関する諸契約」を挙げている。民法草案第 651u 条は、この判決をはっきりと民法の中に移行させている。欧州司法裁判所 EuGH の判決によりパック旅行の基準を充たしていない外国学校滞在に関する民法第 651l 条の規定も、調整された形式において保持されている（民法草案第 651v 条）。

3 旅行仲介

旅行仲介人の諸義務は、現在、担保証書及び支払金の受領に関連してのみ民法に規定されている（民法第 651k 条第 3 項第 4 文、第 4 項）。指令は、旅行仲介人の義務の範囲の拡大を要求している（民法草案第 651w 条及び第 651y 条）。

4 リンクされた旅行給付

民法草案第 651x 条は、リンクされた旅行給付の仲介を規定している。リンクされた旅行給付という新たなカテゴリーは、成る程パック旅行は成立していないが、仲介人に情報提供義務を課するのを正当ならしめる予約された旅行給付の間の結合された要素が存する状況を理解すべきである（民法草案第 651x 条第 2 項）。場合によっては、彼は倒産担保についても義務を負っている（民法草案第 651x 条第 3 項）。リンクされた旅行給付の仲介人がこの義務を履行しないときは、旅行者は、そうでなければパック旅行についてのみ適

用される諸権利を行使できる（民法草案第651x条第4項）。さらに、リンクされた旅行給付の仲介人に対して他の関係事業者が履行しなければならない情報提供義務が規定されている（民法草案第651x条第5項）。

5 中央連絡機関

新たに設立される中央連絡機関（指令第18条第2項乃至第4項参照）は、民法施行法草案第252款に規定されている。その任務の遂行は連邦司法官庁によって行われる。中央連絡機関は、他の加盟各国の中央連絡機関に、旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の倒産担保義務に関する法律上の要求に関する情報を提供する。さらに、中央連絡機関は、旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人がその倒産担保義務を履行したかどうかの疑問の明確化に関する他の加盟各国の詳細要請並びにドイツ官庁の発送要請に関する手続き進行を引き受けている。

6 営業法上の規定

民法施行法草案第238款第2項における営業法規定は、民法情報提供命令の法的基礎の廃止後に（民法施行法草案第238款第1項）保持されている。これによれば、顧客の金銭防護者は、顧客の金銭防護契約の終了を管轄官庁に遅滞なく通知する義務を負う。さらに、営業法第147b条における秩序違反要件は改正され、そこに挙げられている民法規定に違反して支払を請求し又は受領する者は秩序違反とされる。規定は、新たな法状況に適合され、かつ規定された制裁規定を厳しくしている。

7 その他の改正

その他の改正は、そのつど新たな法状況に適合すべき差止訴訟法及び代金表示命令に関してしている。そこで、差止訴訟法においては、パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介に関する民法の改正規定が今や差止訴訟法第2条の意味における消費者保護法に数えられることが明確にされている。代金表示命令の改正は、新指令によってその要件が変更された旅行主催者の側での契約前の代金適合に関してしている。代金表示命令第1条は、こ

れに従って調整されている。

Ⅲ 対案

なし。

Ⅳ 立法権限

連邦の立法権限は、民法及び民法施行法における改正に関する限り、基本法 (GG) 第 74 条第 1 項第 1 号 (民法) の規定から来ている。営業法における改正についての立法権限は、草案法文における営業法第 147b 条が重点的には秩序違反法に分類されるため、基本法第 74 条第 1 項第 1 号 (刑法) の規定から来ている。この規定からは何ら経済生活の規制は生じない。支払金の請求又は受領の禁止は、既に民法から生じている。差止訴訟法における改正権限は、基本法第 74 条第 1 項第 11 号 (経済法) から生じる。規制は、全国的な利益のための経済的統一及び法的統一の維持のために要求されている (基本法第 72 条第 2 項)。経済的統一は、経済的活動のための同等の法的条件の適用をも意味している。事業者の義務の地域的に異なる形成の場合には、連邦的な広がりのある取引を期待不可能なほど困難ならしめる不平等な条件が生まれるであろう。

Ⅴ EU 法及び国際条約との調和

草案は、EU 法と、及び、ドイツ連邦共和国が締結した国際条約と、合致している。

Ⅵ 法律効果

1 法及び行政の簡素化

草案は、法的簡素化又は行政手続きの簡素化を定めていない。

2 持続性の観点

草案は、国家持続性戦略の意味における持続的発展に関する連邦政府の根本方針と合致している。規制は、とりわけ経済力及び社会的責任の観点のもとに永続的に負担しうるものである。

3 履行費用以外の財政支出

なし。

4 履行費用

履行費用は、もっぱら、本草案が国内法化した指令の準則によって発生させられる。

成る程、草案は、指令が各国の立法者に要求したのではなく、彼らに自由にした規定を4カ所で持っている。これは、まず、事務所外で締結された契約の場合の撤回権（民法草案第312条第7項第2文、第312g条第2項第2文）、ついで、日帰り旅行、個々の旅行給付及び外国学校滞在に関する諸規定（民法草案第651a条第5項第2号、第651u条、第651v条）に關している。しかし、これらの規定は、現在のドイツの法状態の維持に資するものである。先行規定が存在した限りにおいて、これらの規定は指令によって改正されざるを得なかった（民法第312条第2項第4号、第312g条第2項第2文、第651k条第6項第2号、第651l条、民法情報提供義務命令第11条）。民法草案第651u条は、はっきりさせるため初めて法律内に取り入れられたが、その要求は同様に新指令によって成立した。上述の諸規定は、何ら追加的な履行費用を生じなかった。

価格経験の欠如及び部分的に負担耐性能力の不存在並びに旅行市場の将来の発展の予測困難のため、履行費用の算出は困難である。数字データの表示が現在可能である限りで、これは暫定的な査定によっている。

パック旅行の年間総数は、5850万件である。この査定は、ドイツ旅行業協会DRVの「2015年ドイツ旅行市場／数字と事実（以下では、「2015年数字と事実」という）」22,31頁という情報パンフレットからの数字に拠っている。そこには、5日以上のお暇旅行数は6910万件、短期お暇旅行（2日～4日までの）数は7710万件、とされている。全体として年間約1億4620万件のお暇旅行。パック旅行の割合は、2015年旅行分析（社団法人お暇旅行及び旅行研究会第45回旅行分析のITB2015（2015年国際観光見本市）に關する最初の選抜結果5頁）では、5日以上のお暇旅行については、42%と見積もられ

ている。短期休暇旅行の場合には、個々の給付の割合はやや高い。それゆえ、1 億 4620 万件の総数に当てはめると、ほぼ 40% の割合がパック旅行に置かれる。ここから上述の年間総数ほぼ 5850 万件のパック旅行が引き出される。

日帰り旅行は、この査定の場合には考慮されていない。2015 年には総数 51 万 7503 件の日帰り旅行が行われた（「2015 年数字と事実」31 頁）。しかし、民法草案第 651a 条第 5 項第 2 号によれば、パック旅行の規定は、75 ユーロを超える旅行代金の日帰り旅行に適用される。そのうえ、その点でも、パック旅行が、すなわち、同一の旅行のための少なくとも 2 つの異なる旅行給付の全体が、問題となる。この要件は、累積的に満たされなければならないが、まれにしか該当しないであろう。上述のパック旅行総数 5850 万件に鑑みて、日帰りパック旅行の総数は恐らく影響を及ぼさないであろう。

リンクされた旅行給付の仲介に関する新规定がどの程度適用されるのかを査定するのは、困難である。全体休暇旅行の 30% が、それゆえ、4390 万件がこの方法で成立するであろうとするのは、見積もりすぎであろう。しかし、その際、その取引の中核が旅行給付の仲介にある旅行代理店の所有者及びオンラインポータルを経営者にとって、旅行給付のこの組み合わせが、自己の旅行給付と並んで他の提供者の旅行給付をも仲介する給付提供者よりも、明確により大きな役割を演じていることから出発すべきである。

a) 市民についての履行費用

一 契約譲渡の規制（民法草案第 651e 条）

契約譲渡は、将来、持続的記録媒体によってのみ請求されうる。従来、法律は民法第 651b 条において契約の一定の方式を定めておらず、その結果、口頭（電話）でも可能であった。契約譲渡の可能性の実際の意義は乏しく、正確な数字は分かっていない。履行費用の査定については、全パック旅行 5850 万件の 0・1% だろうと推定される。

持続的記録媒体の要求（民法第 126b 条第 2 文）は、現在、書面と並んでなかんずく E メールでも満たされる。Eメールの単なる送付の場合には、実費

は取るに足りない。その他の点では、1件につきコピー料及び送料並びに持続的記録媒体が2ユーロ見積もられる。交代請求の文書化の時間費用に関しては、旅行者の請求が既に現行法上、意思表示として旅行主催者又はその代理人に届かなければならないことが考慮されるべきである。その際、旅行者は、彼に代わって旅行に参加する第三者を具体的に明示しなければならない。その上、契約譲渡は既にしばしば書面によって、それゆえ、持続的記録媒体で請求されることから出発しなければならない。その割合は全件の50%と見積もられる。契約譲渡が現在口頭（電話）で請求されているその他の場合については、履行費用の算出・記述に関する手引きによれば、交代請求の書面による文書化のために1件当たり5分の追加が見積もられる（市民時間価値表の第6号；中位の複雑性）。

2万9250件の場合に、市民には年間2438時間かつ5万8500ユーロの追加履行費用が生ずる。

b) 経済についての履行費用

aa) 事業者の1回限りの切替費用

i) 規範名宛人 旅行主催者

一 情報提供義務（民法草案第651d条、第651f条第1項、民法施行法草案第250款第1条乃至第3条、第5条乃至第9条）

旅行主催者は、そのパンフレット、公開オンライン、約款を、提案されている規定の要求に適合させなければならない。現在、民法情報提供義務命令第4条乃至第8条に規定されている情報提供義務は、草案によって新たに構成され、補充され、若干の情報提供義務は削られている。代金引き上げの留保の場合には、契約中で、将来、旅行者は代金引き下げ権を有することも表示されるべきである。

なにかんずく、旅行者は、契約前に（従来のように）彼に関心のある旅行について情報提供されるだけでなく、方式用紙によって、旅行の予約の場合に、指令又は民法第651a条以下の規定により彼に属する諸権利について情報提供

されるべきである。指令により定義されたパック旅行が問題となっているのか、既存の保護水準を維持するために立法者に認められた立法余地が利用されているのかによって、その使用可能性が異なる、2つの異なるひな形が規定されている。民法施行法草案第 250 款第 4 条及び添付 13 並びに民法施行法草案第 250 款第 8 条による情報提供義務は、ここで査定される履行費用に関して「古典的な」旅行主催者の場合には顧慮されえない民法草案第 651c 条の特別ケースに関して（これについては以下の cc) iii を見よ）。

将来使用されるべき方式用紙に関しては、旅行主催者が法定の手本に従って作成し、かつ、適切な方式で（例えばオンライン及び／又は書面で）提出しなければならないことにより、旅行主催者には切替費用が生ずる。事業者において、情報提供書類のための文書手本が一度この目的に適合させられなければならない。履行費用の算出・記述に関する手引きに基づく査定によれば、1 件につき 52 分の時間費用がかかる（経済時間価値表の I ., II ., VII 及び XII; それぞれ、中級の複雑性）。ドイツ連邦共和国における旅行主催者の数は、約 2500 である（DRV「事実と数字」6 頁）。賃金コストとしては、経済賃金コスト表の経済部門 N（その他の経済的サービスの提供）の中級格付け水準の時給としては、30.4 ユーロと査定されている。したがって、6 万 5867 ユーロの 1 回限りの切替費用が、旅行主催者に生ずる。

ii) 規範名宛人（従来の）個々の旅行給付の仲介人

一 旅行主催者としての責任（民法草案第 651a 条第 2 項第 1 号、第 651b 条）
旅行代理店の所有者及びオンライン旅行ポータルを経営者には、彼らが従来よりも容易に旅行主催者として責任を負うことによって切替費用が生ずる。彼らが将来（も）もっぱら仲介人として活動したいと思うときは、適切な組織上の措置を行い、かつ、その従業員を適切に自己研修させ続け、場合によっては、そのオンラインの申し出を適合させなければならない。ドイツ連邦共和国の旅行代理店の数は、約 9880 であり、この他に約 20 の大手オンライン旅行ポータルが存在している（DRV「事実と数字」6 頁、17 頁）。全

体として仲介人は1万に上る。上部団体は講習を提供するであろうことから出発しなければならない。しかし、これらと結びついた費用は、現在、査定できない。組織上の措置及びオンラインの申し出の適合により生ずる費用についても、同様のことが当てはまる。

－ リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務（民法草案第651x条第2項、民法施行法草案第251款第1条及び第2条）

従来、個々の旅行給付は仲介されているが、このような場合に、将来は、リンクされた旅行給付の仲介があり得る。これについて予定された方式用紙により、仲介人が履行しなければならない情報提供義務が仲介人に生ずる。運送人でない仲介人には、その適用可能性が具体的な予約状況に従っている2つの異なる方式用紙が予定されている（民法施行法草案第251款第2条第1文第2号及びこれに関する添付16及び添付17）。この方式用紙は、法定の手本に従って作成され、かつ、適切な方式で（例えばオンライン及び／又は書面で）提出されなければならない。事業者において、情報提供書類のための文書手本が一度だけこの目的に適合させられなければならない。履行費用の算出・記述に関する手引きに基づく査定によれば、1件につき52分の時間費用がかかる（経済時間価値表のI., II., VII., VIII及びXII；それぞれ、中級の複雑性）。旅行仲介人の見積もり総数1万の場合には、賃金コストとしては、経済賃金コスト表の経済部門N（その他の経済的サービスの提供）の中級格付け水準の時給としては、30.4ユーロと査定されている。したがって、旅行代理店及びオンライン旅行ポータルには、26万3467ユーロの1回限りの代替費用が生ずる。

iii) 規範名宛人 給付提供者

－ 旅行主催者としての責任（民法草案第651a条第2項第1号、第651b条）
給付提供者が同時に他の提供者の旅行給付を仲介するときは、旅行代理店の所有者及びオンライン旅行ポータルの経営者についてと同一のことが、彼らに当てはまる。

当該給付提供者の総数は、算出困難である。民法草案第 651a 条第 3 項の意味における旅行給付の全提供者が理論的に考慮されても、新規定に該当するその数字は実際上かなり少ないと言えるだろう。運送人の 10%が、追加的に他の提供者の旅行給付を仲介し又は将来仲介するであろうと見積もられる。ホテル経営者の場合には、民法草案第 651a 条第 4 項の例外規定が彼らには高い実務の意味を持っているから、その割合は明らかに 10%より低いと言って良い。すなわち、他の観光旅行的給付（例えば、遠足、ウェルネスプログラム）と宿泊給付との組み合わせは、ほとんどの場合に存在しないであろうそこに挙げられている要件の下でのみパック旅行となる。それゆえ、ドイツ宿泊企業の 2%だけが、新規定の適用可能性に繋がる範囲で仲介するであろうと見積もられる。レンタカー業者及び「その他の観光旅行的給付」の提供者（民法草案第 651a 条第 3 項第 4 号）は、現在の知見によれば、追加的な旅行給付を仲介することは非常に稀であり、したがって、履行費用の算定の場合に彼らは考慮され得ない。

原則として考慮される旅客運送人の当初の数 *Ausgangszahl* は、全部で 4735 と見積もられる。すなわち、バス事業者 4200（国際バス旅行協会の市場研究報告 2013）、航空事業者 75（様々な資料に基づく見積もり）遠距離・近距離の鉄道事業者 80（ドイツ交通事業者協会の報告に基づく見積もり）、並びに、内水航行事業者 322（ドイツ内水航行協会「データと事実 2014/2015」）、海運業者 58（ドイツ船主協会の報告）。この 10%、すなわち 470 が新規定に該当している。これに宿泊事業の所有者（www.dehoga.de: 全部で 4 万 4506）の 2%が、それゆえ約 890 が加わる。これにより、規範名宛人として挙げられている給付提供者の総数は、約 1360 となる。旅行主催者としての万一の責任を考慮して彼らに生ずる切替費用は、ii) 以下に挙げられている理由から現在、算出できない。

ー リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務（民法草案第 651x 条第 2 項、民法施行法草案第 251 款）

同時に他人の旅行給付を仲介する給付提供者は、将来、リンクされた旅行給付の仲介人でもあり得る。これについては上述 ii) 第2部分を見よ。給付提供者の総数 1360 の場合に、使用される方式用紙に関する切替費用を考慮して、これに1件当たり 52 分、1時間当たり 30.4 ユーロの賃金コストが見積もられる。したがって、給付提供者には 3万 5831 ユーロの1回限りの切替費用が生ずる。

bb) 事業者の経常的な年間費用

i) 規範名宛人 旅行主催者

一 民法草案第 651d 条、民法施行法草案第 250 款第 2 条からの情報提供義務

上述のように、情報提供方式用紙が法定のひな形に従って作成され、かつ、適切な方式で（例えばオンライン及び／又は書面で）提出されなければならないことによって、旅行主催者には、1回限りの切替費用が生ずる。予約の具体的な場合に、旅行主催者は、旅行者にその他の旅行情報と共に方式用紙を送付し、又は、彼のウェブサイトでオンライン版を提供することにより、彼の情報提供義務を履行する。実費費用は、いずれにしても提供されるべきその他の書類のゆえに無視されうるから、特に算定されない。

一 代金引き下げの場合に控除される行政費用の証明（民法草案第 651f 条第 4 項第 4 文）

代金引き下げにより旅行者が旅行主催者から超過額の払い戻しを受け取るときは、旅行者は彼に事実上生じた行政費用を控除できる。旅行者は、民法草案第 651f 条第 4 項第 4 文によりこの行政費用の額についての証明を請求できる。全予約パック旅行の約 0・5% の場合に、代金引き下げが請求されると見込まれる。これは 29 万 2500 件に当たる。さらに、代金引き下げを請求した全旅行者の 1%、それゆえ、年間 2925 件が、行政費用の証明を追加的に請求することが認められる。

1 件についての時間的負担は、履行費用の算出・記述に関する手引きに基

づく査定によれば、10 分と見積もられ（経済時間価値表のⅣ., Ⅴ., Ⅶ, Ⅷ及び Ⅹ；それぞれ、単純な複雑性）、全体費用は年間約 488 時間となる。行政費用はその都度、同額生ずるから、単純な複雑性から出発すべきである。賃金コストとしては、経済賃金コスト表の経済部門 N（その他の経済的サービスの提供）の中級格付け水準の時給としては、30.4 ユーロと査定されており、実費として紙代・郵送料につき 1 件当たり 2 ユーロ生ずる。したがって、全体費用は年間 2 万 0670 ユーロになる。

一 回避不能な異常事態の場合の増加費用に関する費用負担（民法草案第 651k 条第 4 項及び第 5 項、第 651l 条第 3 項第 2 文）

現在、民法第 651j 条により、旅行主催者は不可抗力に基づいて旅行契約を解除できる。その時には、帰路運送の増加費用は当事者により折半して負担されており、その他に例えば追加的な宿泊費用のような増加費用は旅行者の負担とされている（民法第 651j 条第 2 項第 2 文及び第 3 文）。草案はこれを変更している。回避不能な異常事態の場合に解除権は旅行主催者にはない。相当な代替給付による瑕疵除去が不能なときは、旅行主催者は、旅行者の帰路運送のための増加費用を負担しなければならない（民法草案第 651k 条第 4 項及び第 5 項、第 651l 条第 3 項第 2 文）。予定前の帰路運送のこうした場合又は回避不能な異常事態により契約上予定された時点での旅行者の帰路運送が不能であるときは、旅行主催者は、3 泊までの期間の旅行者の必要な宿泊費用を負担しなければならない；法律に挙げられている事例では、旅行主催者は、時間的に無制限に又はより長い期間、費用を負担しなければならない（民法草案第 651k 条第 4 項及び第 5 項）。

旅行主催者の増加費用負担義務の要件は、常に、パック旅行契約が旅行者の帰路運送を含んでいることである。どのくらい多くの事例において帰路運送が契約上合意されているのか、及び、どのくらいしばしば帰路運送が回避不能な異常事態により予定前に行われているのかは、現在の知見では見積もり得ない。

ii) 規範名宛人 旅行仲介人

一 欧州経済地域外に居住する旅行主催者の場合の旅行仲介人の特別な義務（民法草案第651w条第3項）

旅行仲介人は、民法草案第651w条第1項第1文において使用されている術語により、パック旅行の仲介人である。旅行主催者とその住所を他のEU加盟国の1つに又は他の欧州経済地域協定締約国の1つに有していないときには、特別な義務が旅行仲介人に生じうる。すなわち、旅行主催者が第651i条乃至第651t条の規定から生ずる旅行主催者の義務（瑕疵担保義務、援助義務、倒産担保義務）を履行していることを証明できないときは、旅行仲介人がこれらの義務を負わされる。

旅行仲介人は、まず、当該旅行主催者が倒産に対して防護していることを証明しなければならない。このためには、国内の旅行主催者の場合と同様に、契約前の情報提供及び契約における顧客の金銭防護者の名前及び連絡データの表示で十分である。この表示は、従来手渡されるべき担保証書に交代している。それゆえ、追加的な履行費用は生じない。

旅行主催者が呼び起こした外観に反して顧客の金銭防護契約を締結していなかったこと、又は、契約履行に際して旅行主催者が適切に解決していない問題が存在していることによって、履行費用が旅行仲介人に生じうる。しかし、これについての負担可能な数字はない。すでに国内の旅行仲介人によって仲介された、欧州経済地域外に住所を有する旅行主催者とのパック旅行契約の数は、見積もれない。どれほど多くの事例でそうした旅行主催者とその義務を規則通りに履行しないであろうかは、前もって予測できない。

一 旅行者の意思表示に関する旅行仲介人の旅行主催者への情報提供義務（民法草案第651w条第4項第2文）

既に現在、旅行者は、民法第651c条乃至第651f条によるその請求権の主張につき旅行代理店をも相手取ることができる。旅行代理店が（典型的には）商法第84条以下の商事代理人であるときには、商法第55条第4項、第54条

により、又は商法第 91 条第 2 項第 1 文により、旅行主催者の受領代理人と見なされる。ドイツ旅行業協会の現在の推奨条件 *Konditionenempfehlung* (2015 現在) は、旅行主催者に対する請求権主張の独占的可能性をもはや規定していない (Staudinger/Staudinger(2016) § 651g Rn. 16)。既に商法 86 条第 2 項に含まれている事業者の情報提供に関する商事代理人の義務が、民法草案第 651w 条第 4 項第 2 文において旅行法のために単に明確に規定されているだけである。

民法第 651d 条第 2 項 (将来は民法草案第 651o 条) による瑕疵通知については、瑕疵通知が旅行仲介人に対して行われるときは、むしろ従来十分とは見なされなかった (a.a.O. § 651g Rn. 18; BGH, NJW 1988,488 参照)。この点で事実状況及び法状況が変更された。なるほど契約中に旅行主催者の現地の代理人又は連絡機関若しくはその他のサービス機関が挙げられているが、旅行者には、通知が強制的にこれらの者に対してなされるべきだと指示され得ない。休暇旅行地での瑕疵を現地の旅行案内人に通知できるときに、旅行代理店又はオンライン旅行仲介人を介しての不必要に形式張った方法を旅行者が取ることはかつて稀であったろうことから出発すべきである。これを考慮して、旅行仲介人が瑕疵通知によってどれほどしばしば責任を取らされるかは、信頼のおける予測はできない。

iii) 規範名宛人 (従来の) 個々の旅行給付の仲介人

一 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務及び場合によっては倒産担保に関する義務 (民法草案第 651x 条、民法施行法草案第 251 款第 1 条及び第 2 条)

上述のように、仲介人が将来のリンクされた旅行給付の仲介人として法定の手本に従って情報提供方式用紙を作成し、かつ、適切な方式で (例えばオンライン及び/又は書面で) 提出しなければならないことによって、仲介人には 1 回限りの切替費用が生ずる。予約の具体的な事例においては、仲介人は、他の旅行情報と共に適切な方式用紙を旅行者に送付し又は彼のウェブサ

イトでオンライン版を提供することによって、彼の情報提供義務を履行するであろう。実費費用は、いずれにしても提供されるべきその他の書類のゆえに無視されうるから、特に算定されない。

リンクされた旅行給付の仲介人は、彼が旅行者の支払金を受け取る时候のみ、倒産担保につき義務を負う。しかし、リンクされた旅行給付の仲介人が同時に自己の旅行給付を提供しないときには（これに関しては基礎データが欠如している）、これは避けられる。すなわち、支払金が直接その時々個別給付者に行くように、支払金の流れは手はずされうる。旅行代理店及びオンライン旅行ポータルの大部分のために、既に適切な措置がとられた又は将来とられるであろうことが認められる。どのくらいの件数、仲介人が倒産担保の義務を自ら引き受けるのか、かつ、その際、平均的な保険金額はどの位になるのかという見積もりは、現在の知見ではできない。

iv) 規範名宛人 給付提供者

一 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務及び場合によっては倒産担保に関する義務（民法草案第 651x 条、民法施行法草案第 251 款）

リンクされた旅行給付の仲介の場合に提供される方式用紙のための実費は、規範名宛人「旅行主催者」及び「(従来の) 個々の給付の仲介人」について挙げられた理由から、見積もられない。

リンクされた旅行給付の仲介人として同時に旅行給付につき自ら義務を負い、かつ、このために契約上合意された支払金を受け取る給付提供者は、常に倒産担保につき義務を負う。一 彼が仲介した他人の給付についても支払金を受け取るかどうかは問題ではない。それゆえ、このようなリンクされた旅行給付の仲介人は、顧客の金銭防護契約を締結し、かつ、当該保険料を支払わなければならない。問題になっている給付提供者の総数は 1360 と見込まれる（これについては上述 b) aa) iii) を見よ）。平均的な保険金額がどの位になるのかという見積もりは、現在の知見ではできない。

一 その旅行給付が民法草案第 651x 条第 1 項により仲介される給付提供者

の通知義務（民法草案第 651x 条第 5 項）

民法草案第 651x 条第 1 項による仲介により旅行者と 1 つの旅行給付に関する契約が成立すると、他の事業者はリンクされた旅行給付の仲介人に民法草案第 651x 条第 5 項により契約締結の事実について情報提供しなければならない。通知義務は見積もりで 4390 万件に関係する（上述 a）の前をみよ）。すなわち、リンクされた旅行給付の件数 = 休暇旅行 1 億 4620 万件の 30%。1 件につき、時給 30.4 ユーロの賃金コストの場合の履行費用の算出・記述に関する手本に基づく査定によれば、2 分と見積もられる（経済時間価値表のⅧ. : 中級の複雑性）。契約締結の事実を通知するだけだから、非常にわずかなデータが通知されるにすぎない。これはその時々事業者の場合には既に存在しており、かつ、場合によっては、自動的にも通知されうる。

契約締結についての通知は、事業者間で行われている決算モデルに従って既に現在行われていることが、考慮されるべきである。どの程度これが問題となるのかの見積もりは、現在できない。それゆえ、通知義務と結びついた追加的な履行費用の全体見積もりはなされ得ない。

v) 規範名宛人 旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人として事業者的に活動する公法上の法人

一 倒産担保に関する公法上の法人の義務（現在、民法第 651k 条第 6 項によるような例外は、民法草案第 651r 条、第 651x 条にはない）

指令は、公法上の法人のために倒産担保義務の例外を規定していない。予想される履行費用に関しては、民法第 651k 条第 6 項による現在の例外は、その財産に倒産手続きが許されている、それゆえ倒産法（InsO）第 12 条の下に入らない公法上の法人については妥当しないことが考慮されるべきである。（例えば有限会社としての）私法上の組織の場合には、既に現在、倒産担保義務が存している。それゆえ、履行費用は、既に私有化されたツーリズム官庁には関係しない。当該公法上の法人の場合にどのような費用が生ずるのかの見積もりは、現在の知見ではほとんど不可能である。このことは、1 つには、

どれだけ多くの公法上の社団、営造物及び財団が旅行主催者として行動しかつ将来初めて倒産担保義務を義務づけられるのか、についてのより正確な知見を前提とするであろうし、もう1つには、どのような特殊な倒産担保提供がこの旅行主催者のために存在し又は存在するであろうか、に係っている。

cc) 経済についての履行費用以外の規制

i) 規範名宛人 旅行主催者

一 契約譲渡から生ずる増加費用に関する証明(民法草案第651e条第4項) 規定は、何ら追加的な履行費用を生じない。旅行主催者が契約譲渡の増加費用を主張しようとするときは、彼は、既に現在、増加費用の発生とその額を証明しなければならない。

一 代金又はその他の契約条件の意図された変更に関する情報提供(民法施行法草案第250款第10条と校合した民法草案第651g条第2項第2文)

代金変更及びその他の契約条件の変更については、既に現行法は情報提供義務を有している(民法第651a条第4項及び第5項)。これらがわずかに拡大されている。これによって、追加的な履行費用は取り立てて言うほどのことではない。情報提供は既に現在、書面で与えられているから、情報提供が持続的記憶媒体でなされなければならないとの準則についても、これは当てはまる。

将来、民法草案第651f条第1項、第651g条第1項による旅行代金の8%に当たる額までの一方的な代金引き上げが主張されうることによって、絶対的な数字では示しえない負担軽減効果が生ずる(従来は5%)。

一 解除補償額の理由付け(民法草案第651h条第2項第3文)

旅行主催者は、民法草案第651h条第2項第3文によって、旅行者の請求により補償額の根拠を示す義務を負う。これによって、追加的な履行費用は生じない。いずれにせよ、ほとんど等しい文言で民法草案第651h条第1項第2文に移行されている民法第651i条第2項第2文による補償の相当性を、旅行主催者は説明し、かつ、場合によっては証明しなければならない(BTDrs.

8/2343, S. 12 参照)。

一 旅行主催者の損害賠償義務に関する規定 (民法草案第 651n 条) 及び契約上の責任制限の可能性に関する規定 (民法草案第 651p 条第 1 項)

民法第 651f 条の従来の損害賠償規定と比べて、民法草案第 651n 条の改正条文により、規範に適合した行為の場合には、旅行主催者には何らの費用も生じない。同様のことは、現行法 (民法第 651h 条第 1 項) よりも狭く法文化されている契約上の責任制限の可能性について当てはまる。

一 旅行主催者の援助義務 (民法草案第 651q 条第 1 文)

既に現行法により、旅行主催者は従たる義務として、とりわけ助言義務、指示義務、保護義務、監護義務、配慮義務を負っている。この点で、民法草案第 651q 条第 1 文は宣言的なものである。

ii) 規範名宛人 旅行仲介人

一 情報提供義務 (民法草案第 651w 条第 1 項第 1 文、民法施行法草案第 250 款第 1 条乃至第 3 条)

旅行仲介人には仲介するパック旅行に関して固有の情報提供義務が生ずることが、立法的に明確にされた。このことは旅行者に対する仲介人の責任にとって重要であるが、履行費用にとっては重要ではない。なぜなら、情報提供は主として旅行主催者のパンフレット、オンライン公表及び約款によって行われているからである。その点では、旅行仲介人ではなく、旅行主催者が必要な適合に配慮しなければならない。

iii) 規範名宛人 給付提供者

一 リンクされたオンライン予約手続き (民法草案第 651c 条)

旅行給付をオンラインで提供する事業者は、クリックによる申し込みの場合に、彼らが一定の顧客データを転送するときは、将来、旅行主催者と見なされうる。事業者は、現在、原則として法律に挙げられている顧客データを転送しておらず、したがって、彼らが意識的にそこに書かれた取引モデルのために決定するときのみ新しい規定に関係することから出発すべきであ

る。それゆえ、規定は事業者の決定に掛かっており、それゆえ、履行費用の算出・記述に関する手本の意味での「直接に」費用の変更をもたらさない。

iv) 規範名宛人 事業者（民法草案第 651a 条以下に挙げられている全ての事業者）

一 予約ミスの場合の損害賠償義務（民法草案第 651y 条）

既に従来、事業者は彼の活動範囲で生じた予約ミスについて責任を負わなければならない。規定はなканずく宣言的なものである。その上、事業者は規定に従った行為の場合には損害賠償義務を負わず、したがって、彼には当該費用は生じない。

dd) 中小事業者の利益

多くの旅行主催者の場合及び全く圧倒的な数の旅行代理店の場合には、中小事業者（KMU）が問題となる。大企業に対する中小事業者の責任軽減は、履行費用を生ずる諸規定に関しては可能でない。草案は EU 指令の強行的な国内法化に資するものであるから、選択肢は存しない。その上、これらの規定は消費者保護に資するものである。しかし、消費者保護は統一的でなければならない、かつ、消費者の契約相手方が小事業者か大企業かによって区別することは許されない。

c) 行政の履行費用

d) 連邦の履行費用

一 中央連絡機関の設置及び活動（民法施行法草案第 252 款）

民法施行法草案第 252 款は、指令第 18 条第 2 項の国内法化において中央連絡機関の設置及び活動を規定している。これによる履行費用は連邦司法官庁が行った作成モデルを基礎にして見積もられた。全部で高級職（hD）1 ポスト及び上級職（gD）と中級職（mD）それぞれ 1 / 2 ポストの（円熟した）職員要求が見積もられている。

人件費の総額は年間 24 万 8704 ユーロになる。

職員要求の見積もりは、国内法化されるべき指令が言語規定に関する何ら

の言明も置いていないことを考慮している。条約のない法律上の共助において一般に行われている実務に準拠して、外国の連絡機関の要請（民法施行法草案第 252 款第 3 条）は、重点的にドイツ語で到着することが想定される。しかし、要請された官庁への要請は要請された加盟国の言語で依頼すべきであるとの明示の法規定がないため、要請は EU 又は欧州経済地域の全公用語でドイツの中央連絡機関に依頼されうる。それゆえ、この理由から、ドイツ語で到着しない要請は拒否されえない。到着する要請の 15% に翻訳が必要となることが予想される。発送される全要請は完全に翻訳されるべきである。言語サービスに関する職員要求の見込みは、1 委託当たりドイツ工業規格 A 4 版約 1 頁の平均的な範囲で、かつ、純粹に部内処理の利用のもとで行われる。

到着する要請の内容的検討は、要請が指令に基づくものであり、かつ、例えば旅行主催者についての十分な表示に関して最低限の要件が備わっているかどうかの点検のためにのみ要求されている。したがって、中央連絡機関は何ら深く検討する任務を引き受けておらず、管轄官庁へ要請を転送する（以下の bb）を見よ）。件数に関しては、年間 175 件の到着する要請の見積もりが基礎に置かれた。

到着する要請は、ドイツ連邦共和国に住所を有する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人に関する。その際、事案では、旅行主催者又は仲介人がその倒産担保義務を履行したかどうかに関して疑問が存するときに、外国に居住する旅行者の予約が問題となる。このような予約は、通常、オンライン仲介人を介して又は直接に、その時々旅行主催者又は給付提供者のもとでなされ、したがって、その点でドイツの固定した旅行代理店は度外視される。旅行主催者の総数は 2500 と見込まれており、倒産保護義務を負うリンクされた旅行給付の仲介人の数は 1360 と見込まれている。到着する要請は、この見込みから理論上は約 3860 の事業者に関係している；しかし、加盟国が旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の倒産担保に疑問を持つとき

にのみ、到着する要請が考慮される。ほとんどの事業者は、その当該義務を履行しているといつてよいであろうし、初めのうちは、むろん、照会してくる加盟国の側にも、これに関して自信なさがあるであろう。初めのうちは、上記の事業者の約3%（116）に関して照会があるとう見積もられる。到着する要請の数は、当該事業者に関して多数の加盟国からの照会があり得るから、約50%高めに175と見積もられる。

他の27のEU加盟国並びに追加的な3つの欧州経済地域協定締約国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の側から、民法施行法草案第252款第1条第2項に基づく情報提供依頼による年間平均してその都度5つの一般質問が到着すると予測される。さらに、この規定に基づくものではない、又は、要請と具体的な関連がある、一般的な照会が生ずることから出発しなければならない；このような照会は1国当たり年間3件と想定される。したがって、費用見積もりのために、全体として240の外国からの一般質問が到着すると想定される。この点でも、15%の翻訳要求が想定される。この他に、年間、ドイツ官庁からの約30の一般的な照会、及び、ドイツ市民からの約50の一般的な照会が、予想される。

発送される要請（民法施行法草案第252款第2条）の数は、年間大まかに50件が見積もられる。この種の照会で問題となる外国の事業者の見積もりはできない。しかし、これとは別に、民事手続き、刑事手続き又は秩序違反手続きにおいて、外国の事業者がその倒産担保義務を履行したかどうかの問題が重要であるときは、ドイツの官庁は、主としてもつぱら現行の（義務的な）法律上の共助手段を利用するであろうことから出発すべきである。

発送される要請の場合、指令第18条第4項第3文による15日の経過又はその後の再提出期間 *Wiederforlagefrist* の経過を理由とする他の加盟国の中央連絡機関への照会は、前もって21言語で翻訳される標準書面 *Standardschreiben* により行われることから出発される。

法的テーマの複雑性のゆえに、上級職・中級職の側からの再照会が予想さ

れる。しかし、ここでは法的状況の解明のために、さらには職務プロセスの構想及び発展の継続のためにも、高級職のキャリアのある従事者が必要である。その費用が前もって正確に見積もり得ない任意のクリエイティブな職務が問題となるから、このために包括的に 0.5 労働力 (AK) の高級職が見積もられる。この見積もりは、相当に複雑な法律状況及び比較可能な職務についての連邦司法官庁の経験に基づいている。

2015 年 5 月 19 日の連邦財務省の回状 (GZ II A3-H1012-10/07/0001:011;DOK 2015/0245298) により、横断職 Querschnittsaufgabe のための加算が考慮される。この加算は、下位の官庁の場合は 30% である。それゆえ、横断職のために、さらなる 0.5 労働力の上級職が考慮される。

bb) ラントの履行費用

一 中央連絡機関を介して管轄官庁へ転送される他の加盟各国の要請の処理 (民法施行法草案第 252 款第 3 条)

ドイツ連邦共和国に住所を有する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人がその倒産担保義務を履行しているかどうかに関する、民法施行法草案第 252 款第 3 条による到着する要請の件数は、年間 175 件と見積もられた (上述 aa) 以下を見よ)。この数字は、16 のラントに分配され、その結果、各ラントに平均して約 11 件の到着する要請が割り当てられる。しかし、その際に、要請する加盟国の民事手続き、刑事手続き又は秩序違反手続きでこれが問題となるときは、こうした内容の要請は、既に現行の法律上の共助手段を介して提出されなければならないことが、考慮されるべきである。その時々加盟国において当該旅行主催者に対する民事手続き、刑事手続き又は秩序違反手続きが係属していない場合に、加盟各国が、法律上の共助要請に追加して、又は、単独の要請として、要請を中央連絡機関を介して提出するときのみ超過支出が生じる。

コスト・時間費用の算定は、ラントの関与後に後で送られる。

5 その他の費用

市民は、旅行主催者の代金変更留保の場合に、将来、現在よりも高い代金変更を甘受しなければならない。代金引き上げの場合、これが8%を超えるときにのみ解除権が存する。現在は、5%の敷居がある（民法第651a条第5項第2文）。

6 その他の法律効果

草案は、同等に取り扱われる関連規定を含んでいない。それゆえ、人々の生活状況への影響は予想され得ない。

人口統計学上の影響も予想され得ない。

Ⅶ 期限の付与、評価

法律の期限づけはできない；国内法化されるべき指令は無期限に適用される。

指令第26条により、EU委員会は、2019年1月1日までに欧州議会及び閣僚理事会に、オンライン予約に関する指令の諸規定に関する報告書を提出する。指令の適用に関する一般報告を、EU委員会は、2021年1月1日までに提出する。必要な場合には、指令の適合に関する立法提案も、報告に添付される。これと並んで、国内法化法の特別な評価は原則として必要でないと思われる。しかし、現在、指令の国内法化後に、倒産担保に関する研究計画を委託することが意図されている（民法草案第651r条に関する立法理由を見よ）。